



旭川ごみ通信 第34号

「旭川ごみ通信」では、ごみに関する情報を、町内会の皆様にお届けします。

グリーンセンターからのお知らせ

グリーンセンターフェスタ

メインテーマ

子供と一緒にクリーンなまちづくり

～体験しよう ごみの再利用・考えよう ごみは大切な資源物～

日時 平成28年7月24日(日)
 10:00～14:00 (イベントは13:00終了)

場所 旭川市東旭川町下兵村3番地の5
 旭川市グリーンセンター ☎36-2213

食べ物・飲み物等もあるよ!

旭川市シンボルキャラクター



イベント内容(予定) ～親子で楽しむ夏休み体験学習～

粗大ごみの無料提供の抽選券及び腐葉土の無料提供の引換券は9:30より配布します。

(開場時間10:00 抽選券投函終了時間 11:00 抽選開始時間 11:30)

- ① 粗大ごみとして収集した家具・自転車等の無料提供 (希望者多数の場合は抽選になります。)
 - ② 腐葉土の無料提供 (1人1袋限り)
 - ③ 衣類等の無料提供
 - ④ 収集車展示
 - ⑤ 廃食用油を利用した石鹸作り
 - ⑥ 家具等の廃材を利用した工作
 - ⑦ ハガキ作り体験
 - ⑧ バルーンアート
 - ⑨ ごみ相談
 - ⑩ ごみ減量・リサイクル等のパネル展示
 - ⑪ 拠点回収の様子紹介
 - ⑫ ごみの積み込み体験
 - ⑬ あさっぴーと写真撮影
 - ⑭ 段ボール堆肥展示
- 福祉施設等によるバザー(食べ物・飲み物等)の出店

公共交通機関を御利用ください



駐車台数には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。満車の際は、入場できない場合がありますので御了承ください。

旭川電気軌道「旭山動物園線40・41番」
 「東旭川・旭山動物園線46・47番」
 東旭川1条2丁目下車



当日お車でお越しの方は、誘導員の指示に従い指定された場所への駐車に御協力ください。

回覧																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

近文リサイクルプラザからのお願い

空きびんの排出状態が良くありません。

キャップ（ふた）が付いたものが、かなりの割合で見受けられます。

キャップ（ふた）は、異物としてリサイクルの妨げになるため、選別工程において「手作業」で取り外しています。また、出荷の際に混入していると品質検査の結果に大きく影響します。

中身がなくなったら、キャップ（ふた）はびんの口に戻さずに、材質によりプラスチック製容器包装や燃やせないごみで出してください。

※びんの形に似ていても、ガラスでないものは、「びん」ではありません。また、ガラス製であってもコップや哺乳びんなどは異質ガラスですので、燃やせないごみとして出してください。

（問い合わせ先）旭川市近文リサイクルプラザ
☎54-5336

プラスチック製のキャップ（ふた）は「プラスチック製容器包装」に、それ以外の物は「燃やせないごみ」です。



空きびんは、中をすすぎ、キャップ（ふた）を外した状態で出してください。

空き缶は



中をすすいで、つぶさずに出してください。

廃食用油資源化促進事業

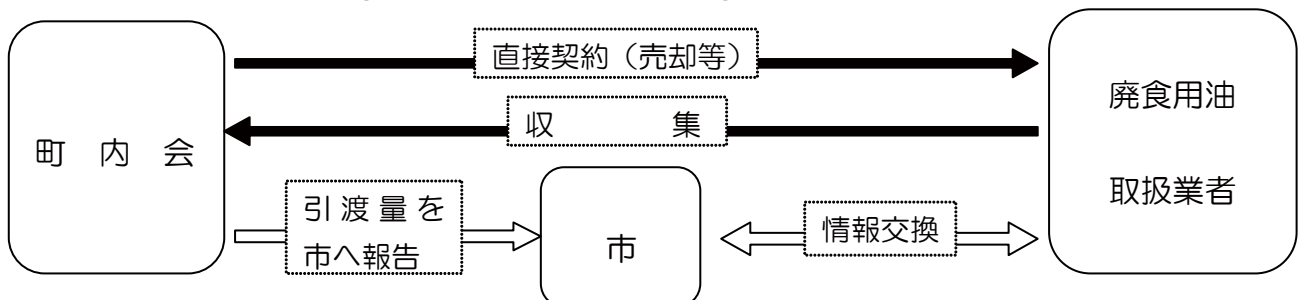
廃食用油の回収に主体的に取り組む町内会を募集しています。

回収した廃食用油を環境にやさしい軽油代替燃料（BDF）などにリサイクルします。御希望により、集積用のコンテナを貸し出します。（数に限りがあります。）

回収方法等

町内会と廃食用油取扱業者との直接契約（売却等）で行います。

- ① 廃食用油取扱業者との契約
- ② 参加応募票を市に提出
- ③ 廃食用油を持ち寄る → ④ 契約業者が回収 → ⑤ 引取量を市へ報告



※事業参加町内会の平均回収量は約100kg/年です。

資源化促進のため、皆様の御協力をお願いします。

問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター 地域環境係 ☎36-2213

ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てはやめましょう！

ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てを見たことはありませんか？

これらの行為は、「旭川市ごみのポイ捨て禁止条例」で禁止されています。

旭川市では、毎年春と秋に「ごみのポイ捨て禁止運動街頭啓発」の実施と「地域清掃活動（清掃強化期間）」の呼び掛けを行い、環境美化活動に力を入れておりますが、ポイ捨て行為をなくすためには一人一人の心がけが大切です。

「ごみはごみ箱へ！」

「たばこの吸い殻は灰皿へ！」

心ないポイ捨て行為で私たちの街や地域を汚すことのないよう、快適で清潔な旭川を一緒に作っていきましょう！



※旭川市ごみのポイ捨て禁止条例

市、事業者及び市民等が一体となってごみの散乱防止を図り、清潔で美しい街づくりを目指すとともに、快適な生活環境を確保することを目的とした条例で、平成9年4月に施行されました

「歩きたばこゼロ運動」を実施しています。



歩きたばこは、ポイ捨ての原因となるばかりでなく、すれ違いざまに火傷をさせたり、衣服を焦がすおそれがあるなど、非常に危険な行為です。

旭川市では「歩きたばこゼロ運動」を実施し、市役所本庁舎周辺、買物公園での啓発のぼり旗の設置や市有施設等の喫煙コーナーでの啓発ポスター掲示などを通して、歩きたばこをしないよう呼びかけております。

喫煙マナーやルールを守り、きれいな街づくりに御協力をお願いします。

イベントごみ集積場器材の貸出し

町内会などのイベントで発生するごみを分別するため、イベント会場のごみ集積場設置に必要な器材（テント・ごみ箱・のぼりなど）の貸出しを行っています。よりクリーンなイベント実施のため是非御活用ください。

問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンターごみ減量係 ☎36-2213



再生資源回収活動を始めませんか？

家庭から出るごみの中には、紙やびん、缶など資源として再利用できるものが多く含まれています。これらを捨てずに集めて、回収業者に引き渡す活動が「再生資源回収活動」です。旭川市では、町内会、自治会、老人クラブ、子供会、PTAなどのボランティア団体による再生資源回収活動を支援するために、回収量に応じて、奨励金を交付しています。

※奨励金交付を受けるには、事前登録が必要です。

※営利目的の団体、事業所は登録できません。

【お得ポイント】

業者からの買い上げ金 + 市からの奨励金 = 町内会の財源に！

※平成27年度の実績

1団体あたり平均回収量 11.6トン 平均奨励金交付金額 46,339円

興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 ●旭川市クリーンセンター ごみ減量係 ☎36-2213



ごみの不法投棄は重大な犯罪です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で不法投棄は禁止されています。

廃棄物処理法 第16条に『何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない』と明記され、固く禁じられています。これに違反して廃棄物を不法に投棄した者は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、又はこの両方が科せられます。

旭川市においても、ボランティア協力員・協力企業による通報や巡回パトロールを実施して不法投棄を防止するため早期発見に努めています。

不法投棄を発見した場合は、警察または環境指導課に御連絡をお願いします。



(担当)

環境指導課 廃棄物指導係

☎25-9123



家庭で不要になった「水銀体温計」・「水銀血圧計」の出し方について

家庭で不要になった「水銀体温計」・「水銀血圧計」は、燃やせないごみの指定袋を使用せず、透明か半透明の袋に入れて、お住まいの地域の「燃やせないごみ」の収集日に出してください。

※水銀体温計・水銀血圧計を適正に回収・処理するため、正しい分別に御協力ください。

